

社会福祉法人さくら草
平成 26 年度事業報告

社会福祉法人さくら草 平成 26 年度事業報告

1. はじめに

<法制度の動向>

障害者権利条約が障害者基本法の改正や障害者差別解消法の成立等を受けて昨年1月に批准に至った。障害者虐待防止法も施行後3年となり障害のある人への権利意識が支援現場に浸透しつつある。

昨年度、障害者総合支援法は、障害程度区分から支援区分となり、グループホームが一元化された。重度訪問介護の対象者拡大、さらに報酬単価の見直しを控えた年度であった。社会福祉法が改正され社会福祉法人制度も見直される情勢下にある。福祉動向が大きく変わるなか利用者支援の向上と事業運営の発展を期す年度になった。

<今年度の全体的な取り組み>

新たに生活介護事業所開設と市内で初の重症心身障害児を対象にする放課後等デイサービスを開始した。

サービス等利用計画の完全施行に向けた最終年にあたり、市の要請に応え指定相談事業所あんずを開設し法人内事業所利用者等の計画相談をあみ〜ごと連携して取り組んだ。

新たに開設した事業所を軌道にのせることと並行して、国庫補助金の助成を受けて念願のグループホーム開設に向けて取り組んだ。

<各事業所の主な取り組み>

通所施設では、特別支援学校を卒業する要医療的ケアを含む重度心身障がい者10名を受けとめた。それに伴い、事業所を二つに分け、生活介護単独事業所と放課後等デイサービスを併設した多機能型事業所にした。分けたことで落ち着いた環境となり特徴ある日中活動が行えた。

放課後等デイサービスは、行き場が限られていた重症心身障害児を対象に看護師や機能訓練士と連携し療育を行った。

居宅・移動支援事業所は、支給時間の制限や制度の制約があるなか多様な利用者ニーズに応え地域生活を支援してきた。また運営を若い世代に担わせるなど人材育成、並びに運営強化に努めた。

南区障害者生活支援センターあみ〜ごが知的・身体障害のみの二障害の委託となった。しかし、一般相談も計画相談も前年度より受付件数が増大している。

利用者ニーズに応えるため、利用者と一緒に三障害を対象にする生活支援センターに戻そうと市に働きかけを行ってきた。市もそれに応え人口の多い南区に、平成27年度に三障害の事業所を2か所配置することとなった。

「どんな重い障害があっても地域で自分らしく暮らせるように支援する」法人の理念を地域で実現していくために、さらに発展を期して取り組んできた。

2. 部門一覧

(1) 法人事務局

事業所名	法人事務局
所在地	埼玉県さいたま市南区大字太田窪字前 3501 番 2
電話番号	048-813-7426
F A X 番号	048-886-6301
職員数	法人事務局管理規程に定める

(2) デイセンターさくら草

事業所名	デイセンターさくら草
所在地	埼玉県さいたま市南区大字太田窪字前 3501 番 2
電話番号	048-813-7426
F A X 番号	048-886-6301
事業名	生活介護
職員数	デイセンターさくら草管理規程に定める

(3) デイセンターアトム

事業所名	アトム(主たる事業所)
所在地	さいたま市南区大字太田窪字前 3505 番 8
電話番号	048-811-2525
F A X 番号	048-883-3456
事業名	生活介護 (多機能型)
職員数	デイセンターアトム管理規程に定める
事業所名	コスモス(従たる事業所)
電話番号	048-883-7795
F A X 番号	048-883-7797
事業名	生活介護 (多機能型)
職員数	デイセンターアトム草管理規程に定める
事業所名	キッズさくら草
所在地	さいたま市南区大字太田窪字前 3505 番 8
電話番号	048-811-2525
F A X 番号	048-883-3456
事業名	放課後等デイサービス (多機能型)
職員数	キッズさくら草管理規程に定める

(4) サポートさくら草

事業所名	サポートさくら草
所在地	埼玉県さいたま市浦和区本太 3 丁目 32 番 16 号

	No. 1 グリーンハウス
電話番号	048-885-9155
F A X 番号	048-885-9155
事業名	障害福祉サービス事業、移動支援事業、さいたま市 障害児（者）生活サポート事業、福祉有償運送事業
職員数	サポートさくら草管理規程に定める

(5) サポートゆず

事業所名	サポートゆず
所在地	埼玉県さいたま市緑区東浦和一丁目8番地12 サンコート東浦和1階
電話番号	048-875-3536
F A X 番号	048-875-3536
事業名	障害福祉サービス事業、移動支援事業、さいたま市 障害児（者）生活サポート事業、福祉有償運送事業
職員数	サポートゆず管理規程に定める

(6) アシストさくら草

事業所名	アシストさくら草
所在地	埼玉県さいたま市南区大字太田窪字前3501番2
電話番号	048-813-7426
F A X 番号	048-886-6301
事業名	障害福祉サービス事業、移動支援事業、さいたま市 障害児（者）生活サポート事業、福祉有償運送事業
職員数	アシストさくら草管理規程に定める

(7) 障がい者生活支援センターあみ〜ご

事業所名	障がい者生活支援センターあみ〜ご
所在地	埼玉県さいたま市南区白幡5丁目11番16号
電話番号	048-866-5098
F A X 番号	048-866-5128
事業名	相談支援事業（南区障害者生活支援センター）
職員数	障がい者生活支援センターあみ〜ご管理規程に定 める

(8) 相談支援事業所あんず

事業所名	相談支援所あんず
所在地	埼玉県さいたま市緑区東浦和一丁目8番地12 サンコート東浦和204
電話番号	048-614-0790

F A X 番号	048-614-0790
事業名	相談支援事業
職員数	相談支援事業所あんず管理規程に定める

社会福祉法人さくら草

法人事務局 平成 26 年度事業報告

(1) 運営方針

法人事務局は、法人の業務を決定する理事会及び評議員会の運営と、その決定に基づく各種計画の策定、人事・財務等の管理事務を効率的かつ適切に処理するとともに、監事の行う監査事務を円滑に処理した。

各事業が円滑に運営されるよう事業所内及び事業所間の連携体制の充実に努めた。

運営方針の共有に努め、運営の健全性を保ち、運営基盤づくりに努めた。

法人の理念である「どんな重い障害があっても地域で自分らしく暮らせるよう」総合的な福祉サービスの整備に努めた。

(2) 運営の具体策

ア 理事会及び評議員会

(ア) 法人の事業計画、予算及び経営方針の決定等を行うため、理事会及び評議員会を開催する。

開催日

主な議題

平成 26 年 5 月 18 日 理事会・評議員会 事業報告・決算、共同生活援助事業所工事契約方法、建設用地寄付の受入について

平成 26 年 8 月 23 日 理事会・評議員会 共同生活介護事業所建設に関する借入・建設工事入札結果について、相談支援事業所あんず開設について

平成 26 年 11 月 29 日 理事会・評議員会 共同生活援助介護事業所 入浴設備購入について

平成 26 年 12 月 19 日 臨時理事会・評議員会 共同生活援助介護事業所入浴設備購入契約について
設計変更工事契約について

平成 27 年 3 月 22 日 理事会・評議員会 事業計画・予算・経理規程について

(イ) 業務の執行状況及び会計処理の適正を期するため、監事監査を実施した。

平成 26 年 5 月 16 日

(ウ) 社会福祉法人指導監査並びに障害福祉サービス事業所の実地指導を受けた。

平成 27 年 1 月 23 日 社会福祉法人さくら草 指導監査

平成 27 年 1 月 22 日 南区障害者生活支援センターあみ〜ご 実地調査

平成 26 年 11 月 10 日 共同募金助成事業に対する監査（デイセンターさくら草避難用滑り台設置及び防災備品購入について）

イ 本年度事業の取り組み

(ア) 通所事業他障害福祉サービス事業発展・充実のため職員の資質向上に努めた。

- (イ) 特別支援学校就学児及び卒業生（重度障がい者）を10名を受けとめた。
- (ウ) 「多機能型事業所（生活介護・放課後等デイサービス）」を開設し、運営を軌道にのせた。
- (エ) 「相談支援事業所あんず」を開設し、主に法人内利用者に計画相談を実施した。
- (オ) 平成27年度開設に向けて「共同生活援助事業所」建設および開設準備に取り組んだ。
- (カ) 下記の通り補助金の助成を受け、共同生活援助事業所の整備をした。

平成26年度さいたま市障害者(児)施設等施設整備費市補助金	33,210,000円
平成26年度さいたま市障害者(児)福祉施設整備促進助成金	16,605,000円

社会福祉法人さくら草
デイセンターさくら草
平成 26 年度事業報告

1. 事業の概要

事業の種類 生活介護
事業所名称 デイセンターさくら草
定員 40 名

* 平成 26 年度 利用者状況 別紙 1 参照

2. 事業方針

(1) 生活介護単独事業として重度障がい者を対象に、日中活動を中心に地域生活を支援した。

障害者総合支援法のもと、利用者ニーズに対応した支援計画に基づき、健康への配慮、軽作業や生きがい活動等きめ細かな支援を行うとともに、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努めた。

(2) 研修等により職員の資質向上に努めた。

3. 事業目標

(1) 地域において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方を対象に、食事・排泄等の介護や日常生活上の支援を提供し、併せて軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供した。これらを通じて、身体能力、日常生活能力の維持・向上を目指した。

(2) 医療的ケアを要する利用者への支援体制を整えるため、介護職員による痰の吸引等の研修を受講させ、事業所登録を進めた。

(3) 自傷他傷等行動障害をもつ利用者に対して、関係機関や本人家族を交えたケース検討等を行い支援の充実に努めた。

(4) ヒヤリハット報告・事故報告を職員間で共有するなど危機管理に務め、怪我・事故が無いように討議、検討した。

4. 事業内容

(1) 活動方針

利用者1人ひとりの意思及び人格を尊重し、個々の地域生活ニーズを考慮した個別支援計画のもと、充実した日中活動を支援した。

重度の知的障がい者、心身障がい者に、安全な環境と障がいの軽減を図る質の高い支援提供によって健康の維持と機能の向上に努め、生きがい活動や軽作業など日中活動への主体的な取り組みを支援した。

今年度、新利用者が5人入れ、あんくじ班の利用者数を32人から25人にした。大きな動き(利用者の異動・職員の異動)があった為、日中活動や仲間同士の交流等落ち着いて過ごせる事を中心に、生活並びに活動が充実出来る取り組みをした。

「ふたば班」は、主に重度心身障がいのある利用者が、個々の健康、体力、身体機能を

考慮しながら健康プログラムを行った。

「あんくじ班」では、アトリエ、資源回収などの作業を中心に行いながら、健康管理に留意し、仲間との生活から社会性を養い、地域との交流を深める活動を行った。

(2) 支援内容

① 健康管理と医療的ケアの充実並びに障害への配慮

- ・ 看護師による健康管理。健康状態の把握に努めた。

利用者の家族・主治医・保健師との連携を密にとり、障がいの進行・疾病の予防に努めた。

- ・ 医療的ケアを看護師、職員が連携し適切に行った。
- ・ 健康診断（年1回） ・ 歯科検診（往診や通院支援により各自）
- ・ 嘱託医相談（年2回） ・ インフルエンザ予防接種（年1回）
- ・ 必要に応じて通院支援
- ・ 医療機関との連携
- ・ 静的弛緩誘導法を中心とした個々にあった健康プログラムを行い、生活に活かせる身体づくりをした。毎月の静的弛緩誘導法訓練会に参加し、職員で共有し利用者支援を深めた。
- ・ 機能訓練

本人・家族の要望を踏まえ医師の意見書を確認し理学療法士・作業療法士・看護師等を中心に機能訓練のプログラムを作成。機能訓練を行った。

② 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供

- ・ 各自の体調や作業内容等に合わせ軽作業に取り組みをした。
- ・ 作業種は、陶芸、紙すき、資源回収（空き缶、新聞紙、段ボール）、石鹸作業、創作、誕生日カード製作、事業所のゴミ捨て、広報誌封入、送迎者の掃除等を行った。
- ・ 商品の開発、販売、営業にも力を入れた。
- ・ 創作活動や余暇活動によって自己表現の喜びを支援した。
- ・ 作業によって得た収益は、工賃として支払った。

③ 日常生活上の支援他

- ・ 残存機能を引き出し、自立を促す支援に努めた。
- ・ 仲間意識を高め、協調性を大切に生活した。
- ・ ウォーキング等をはじめ、利用者に沿ったプログラムを行った。

④ 文化的活動

- ・ 音楽療法。音楽療法士を中心に行う。音楽を通して、楽しく自己表現し、社会性を養う取り組みを行った。
- ・ 音楽交流会。音楽ボランティアやピアニスト、ロックバンド他の音楽家との音楽交流は機会なく実施できなかった。

- ・ アロマセラピー。ボランティアが毎月各班を回りアロママッサージを行った。

⑤ 趣味の日

- ・ 利用者が楽しめる取り組みとして、お茶会、菓子づくり、茶、花、おしゃれ、アロマなどを行った。

⑥ 外出活動

- ・ 半日ツアー 利用者数名と昼食や買い物に行った。
- ・ 季節を味わう外出や、近隣の散歩・班毎での遠出を楽しんだ。
- ・ 他事業所と連携をとり、利用者の社会参加活動を進め、自立生活への知識と経験を養う機会

とした。

- ⑦みんなの日：利用者が主体的に日課に組む取り組むことを目的とし、利用者会議を持ち全員で1つのことを決めて取り組む日とした。

(3) 日課

概ね下記の通りであるが、班毎、個別支援計画による日課を行った。

通 所	9:30 ～ 10:00
午前活動	10:00 ～ 12:00
昼食・休憩	12:00 ～ 13:30
午後活動	13:30 ～ 15:00
降 所	15:00 ～ 15:30

(4) 各種サービス

①送迎サービス

移動が困難な利用者に対して、通所の利便を図るために行った。

②入浴サービス

自宅での入浴が困難な利用者、必要性に応じて行った。

③昼食サービス

栄養・嗜好や嚥下障がい等に配慮されたところのこもった手作りの食事提供に努め、実施にあたり、給食会議で委託業者と、嗜好、食物形態、献立、食器等について話し合い、利用者にとって安全且つ健康に考慮された食事を提供した。

5. 運営管理

- (1) 職員の員数 生活支援員32人、看護師 4人、理学療法士1人、栄養士 1人

(2) 会議の開催

[会議の種類]	[開催数]	[内容]
① 職員会議	月 1 回	行事、班会議報告、個別支援等
② 班会議(含ゆう職員)	月 1 回	個別支援、活動内容等
* ゆう職員打合せ	月 1 回	有期契約職員への行事、班会議報告、個別支援等の伝達等
③ 班長・主任会議	月 1 回	事業計画、事業方針等
④ 管理者会議	月 1 回	デイセンターさくら草・アトム キッズ・アシスト・事務での状況確認
⑤ 給食会議	月 1 回	献立、食物形態等
⑥ 安全委員会	隔月	医療的ケアの安全を確認する
⑦ 各係会議	随時	

(3) 職員研修

- ・職務を通しての指導、経験年数や役割に応じた新任、中堅、指導的職員研修への派遣を行った。
- ・専門職としての研修や業務上必要な研修に随時派遣した。
- ・自己啓発研修への支援を行った。

6. 地域生活及び関係機関との連携

(1) 家庭との連携

利用者ニーズの把握、事業所との相互理解、効果的な支援を行うため連絡帳による日々の連携、施設からの諸連絡、保護者会と連携した諸行事、保護者会の開催(毎月)、個別面談によって連携を図った。

(2) 他の事業所と連携し、地域生活の充実を図った。

(3) 嘱託医 辻医院

協力医院 埼玉協同病院

(4) ボランティア・実習生の受け入れ

- ・地域の方々を受け入れ、交流を深めた。
- ・大学生・専門学校学生を受け入れ、障がい者理解を進めた。
- ・ボランティアスクールの受け入れ、その他実習生を受け入れることによって、地域福祉事業所として社会貢献を行った。

(5) 広報

- ・広く一般の方々に、デイセンターさくら草の活動を通して福祉理解を促す機会とした。
- ・年4回発行した。

7. 安全管理

防災計画

防災に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行った。管理者の指揮のもと、消火、連絡、救助等担当を決め、非常災害訓練を年2回実施した。また、地域住民と話し合い連携した防災対策を検討した。
見直された防災マニュアルに沿って備蓄品を揃え災害時に備えた。

8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図った。

9. 資金計画

別紙収支決算内訳書のとおり

社会福祉法人さくら草

デイセンターアトム 平成26年度事業報告

1. 事業の概要

事業の種類	多機能型事業所(生活介護、放課後等デイサービス)
事業所名称	デイセンターアトム(主たる事業所アトム・キッズさくら草、 従たる事業所コスモス)
定員 40名	生活介護 35名(アトム 15名 コスモス 20名) 放課後等デイサービス 5名

* 平成26年度 利用者状況 別紙 1 参照

2. 事業方針

(生活介護)

重度障がい者を対象に、日中活動を中心に地域生活の支援をした。障害者総合支援法のもと、利用者ニーズに対応した支援計画に基づき、健康への配慮、軽作業や生きがい活動等きめ細かな支援を行うとともに、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努めた。

(放課後等デイサービス)

児童福祉法に基づき重症心身障害児を対象に、放課後等に生活能力の向上の為に必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を、家族・関係機関と連携し、適切な療育提供に努めた。

3. 事業目標

(1) 地域において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方を対象に、食事・排泄等の介護や日常生活上の支援を提供し、併せて軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供した。これらを通じて、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図った。

(2) 医療的ケアを要する利用者への支援体制を整えるため、介護職員による痰の吸引等の研修機会を設けた。

(3) 自傷他傷等行動障害をもつ利用者に対して、関係機関等の専門家、本人家族を交えたケース検討等を行い支援の充実に努めた。

(4) 各会議の場で、ヒヤリハット報告、事故報告を共有するなど危機管理に務め、怪我・事故が未然に防げるように努めた。

4. 事業内容

(1) 活動方針

(生活介護)

利用者1人ひとりの意思及び人格を尊重し、個々の地域生活ニーズを考慮した個別支援計画のもと、充実した日中活動の実現を目指し支援した。

重度の知的障がい者、心身障がい者に、安全な環境と障がいの軽減を図る質の高い支援提供によって、健康の維持と機能の向上に努め、生きがい活動や軽作業など日中活動への主体的な取り組みをした。

デイセンターアトムには、生活介護にあんくじ班からの利用者が多数異動し、新利用者が5名入り新しいスタートの一年であった。利用者の戸惑いも少なく、それぞれの利用者が生き生きと毎日を過ごしている場面が多く見られた。

また、放課後等デイサービスも新しくスタートした。徐々に利用者が増え、子供たちの元気な笑顔がたくさん見られていた。

主たる事業所のアトム班は、アトリエ、資源回収などの作業を中心に言いながら、体調管理に留意し、仲間との生活から社会性を養い、地域との交流を深める活動を行った。

従たる事業所のコスモス班は、主に重度心身障がいのある利用者が、個々の健康、体力、身体機能を考慮しながら、健康プログラムを行った。仲間、他の班との連携、協調した生活や生きがい活動を行った。

(放課後等デイサービス)

キッズさくら草では、看護師のもと医療的ケアや体調管理に配慮し、個々の状態に合わせてPT、OT等の訓練を行う機会を設けた。静的弛緩誘導法を中心に健康プログラムの機会を設けた。また、音楽、創作、レクなど本人の楽しみとなる活動を通し仲間との交流に繋げた。併せて生活能力の向上、地域との交流を図った。

(2) 支援内容

(生活介護)

① 健康管理と医療的ケアの充実並びに障害への配慮

- ・ 看護師による健康管理。健康状態の把握に努めた。
利用者の家族・主治医・訪問看護との連携を密にとり、障害の進行・疾病の予防に努めた。
- ・ 医療的ケアを看護師、職員が連携し適切に行った。
- ・ 健康診断 (年1回)
- ・ 嘱託医相談 (年2回)
- ・ インフルエンザ予防接種 (年1回)
- ・ 歯科検診 (往診や通院支援により各自)
- ・ 必要に応じて通院支援
- ・ 医療機関との連携
- ・ 静的弛緩誘導法を中心とした個々にあった健康プログラムを行い、生活に活かせる身体をつくりをした。 毎月の静的弛緩誘導法訓練会に参加し、職員で共有し利用者支援を深めた。

② 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供

- ・ 各自の体調や作業内容等に合わせ軽作業に取り組んだ。
- ・ 作業種は、陶芸、紙すき、資源回収(空き缶、新聞紙、段ボール)、石鹸作業、創作、事業所のゴミ捨て、広報誌封入、送迎者の掃除等を行った。
- ・ 商品の開発、販売、営業にも力を入れた。
- ・ 創作活動や余暇活動によって自己表現の喜びを支援した。
- ・ 作業によって得た収益は、工賃として支払った。

③ 日常生活上の支援他

- ・ 残存機能を引き出し、自立を促す支援に努めた。
- ・ 仲間意識を高め、協調性を大切に生活した。
- ・ ウォーキング等をはじめ、利用者に沿ったプログラムを行った。

④ 文化的活動

- ・ 音楽療法。音楽療法士を中心に、午前の部(アトム)、午後の部(さくら草)と分かれて行った。音楽を通して、楽しく自己表現し、社会性を養う取り組みを行った。
- ・ アロマセラピー。ボランティアが毎月各班を回りアロママッサージを行った。

⑤ 趣味の日

- ・ 利用者が楽しめる取り組みとして、お茶会、菓子づくり、花、おしゃれ、アロマなどを行った。

⑥ 外出活動

- ・ 季節を味わう外出を、近隣の散歩や班毎での遠出を楽しむ。
- ・ 二班合同で外出し、バーベキュー場を貸し切り、バーベキューを楽しんだ。
- ・ 他事業所と連携をとり、利用者の社会参加活動を進め、自立生活への知識と経験を養う機会とした。

⑦ みんなの日:利用者主体を目的にし、日課を組む取り組み。利用者会議を持ち、全員で1つのことを決めて頑張る日とした。

(放課後等デイサービス)

① 健康管理と医療的ケアの充実並びに障がいへの配慮

- ・ 家庭、看護師、職員との連携による健康管理。健康状態の把握に努めた。利用者の家族・学校・主治医・保健師との連携を密にとり、障がいの進行・疾病の予防に努めた。
- ・ 医療的ケアを看護師、職員が連携し、個別性を重視しながら適切に行った。
- ・ 医療機関との連携を、家族を通じて行った。
- ・ 機能訓練(PT)では排痰を促す姿勢づくりや、排痰マッサージ等を生活の流れの中で行う事で、健康状態の維持・改善に努めた。

③ 音楽活動や創作活動、レク活動の機会の提供を行った。

- ・ 創作活動や音楽活動によって自己表現の喜びを支援し、子ども達の好きな活動を通じて、仲間との交流に繋げた。

④ 日常生活上の支援他

- ・ PT, OTの時間を設け、残存機能を引き出し、自立を促す支援に努めた。

⑤ 外出活動

- ・ 近隣を散歩する事で、季節を楽しむ機会を設けた。又、地域の店へ買い物へ出かける事で社会参加活動を体験し、自立生活への意欲を高める機会とした。

(3) 日課

(生活介護)

概ね下記の通りであるが、班毎、個別支援計画による日課を行った。

通 所	9:30 ~ 10:00
午前活動	10:00 ~ 12:00
昼食・休憩	12:00 ~ 13:30
午後活動	13:30 ~ 15:00

降 所 15:00 ～ 15:30
(放課後等デイサービス)

<通 常>

学校迎え 放課後 ～
活 動 13:00 ～ 17:00
自宅送り 17:00 ～ 18:00

<早帰り時・休業日>

迎え・通所 ～ 11:00
活 動 11:00 ～ 17:00
昼 食 12:00 ～ 13:30
活 動 13:30 ～ 17:00
自宅送り・迎え 17:00 ～ 18:00

※土、日、祝日は休業

(4) 各種サービス

① 送迎サービス(共通)

移動が困難な利用者に対して、通所の利便を図るために行った。

② 入浴サービス(生活介護のみ)

自宅での入浴が困難な利用者、必要性に応じて行う。

③ 昼食サービス(生活介護のみ)

栄養・嗜好や嚥下障がい等に配慮されたところのこもった手作りの食事提供に努めた。実施にあたり、給食会議で委託業者と、嗜好、食物形態、献立、食器等について話し合い、利用者にとって安全且つ健康に考慮された食事を提供した。

5. 運営管理

(生活介護)

(1) 職員の員数 生活支援員29人、看護師2人、理学療法士1人、作業療法士1人

(2) 会議の開催

[会議の種類]	[開催数]	[内容]
① 職員会議	月1回	行事、班会議報告、個別支援等
② 班会議(含ゆう職員)	月1回	個別支援、活動内容等
* ゆう職員打合せ	月1回	有期契約職員への行事、班会議報告、個別支援等の伝達等
③ 班長・主任会議	月1回	事業計画、事業方針等
④ 管理者会議	月1回	デイセンターさくら草・アトム キッズ・アシスト・事務での状況確認
⑤ 給食会議	月1回	献立、食物形態等
⑥ 安全委員会	隔月	医療的ケアの安全を確認する
⑦ 各係会議	随時	

(3) 職員研修

・職務を通しての指導、経験年数や役割に応じた新任、中堅、指導的職員研修への派遣を行った。

- ・ 専門職としての研修や業務上必要な研修に随時派遣を行った。
- ・ 自己啓発研修への支援を行った。

(放課後等デイサービス)

- (1) 職員の員数 児童発達支援管理責任者1人、児童指導員3人、機能訓練担当職員2人、看護師2人
- (2) 職員会議の開催 (月1回)
管理者会議、安全委員会等会議に参加し連携を図った。
- (3) 職員研修
 - ・ 専門職としての研修や業務上必要な研修に随時派遣を行った。
 - ・ 自己啓発研修への支援を行った。

6. 地域生活及び関係機関との連携

(1) 家庭との連携

(生活介護)

利用者ニーズの把握、事業所との相互理解、効果的な支援を行うため連絡帳による日々の連携、施設からの諸連絡、保護者会と連携した諸行事、保護者会の開催(毎月)、個別面談によって連携を図った。

(放課後等デイサービス)

利用者ニーズの把握、事業所や学校との相互理解、効果的な支援を行うため連絡帳による日々の連携を図った。

(2) 他の事業所と連携し、地域生活の充実を図った。

(3) 嘱託医 辻医院

協力医院 埼玉協同病院

(4) ボランティア・実習生の受け入れ

- ・ 地域の方々を受け入れ、交流を深めた。
- ・ 大学生・専門学校学生を受け入れ、障がい者理解を進めた。
- ・ ボランティアスクールの受け入れ、その他実習生を受け入れることによって、地域福祉事業所として社会貢献を行った。

(5) 広報

- ・ 広く一般の方々に、活動を広報することを通し福祉理解を促す機会とした。
- ・ 年4回発行した。

7. 安全管理

防災計画

防災に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行った。管理者の指揮のもと、消火、連絡、救助等担当を決め、非常災害訓練を年2回実施した。また、地域住民と話し合い連携した防災対策を講じた。
見直された防災マニュアルに沿って備蓄品を揃え災害時に備えた。

8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実

に対応し、解決を図った。

9. 助成事業

放課後等デイサービスで、下記の団体から助成金をいただき備品等の整備を行った。

日本財団車椅子対応車（軽自動車）助成金 870,000 円

10. 資金計画

別紙収支決算内訳書のとおり

社会福祉法人さくら草

サポートさくら草 平成 26 年度事業報告

1. 事業の概要

- (1) 障害福祉サービス事業
- (2) 移動支援事業
- (3) さいたま市障害児（者）生活サポート事業
- (4) 福祉有償運送事業

* サポートさくら草・サポートゆず・アシストさくら草 平成 26 年度事業実績 別紙 2 参照

2. 事業方針

どんな重い障がいがあっても同世代の人が享受する活動ができるよう社会参加を支援した。家庭介護者の病気、冠婚葬祭など緊急時に対応することによって安定したいつもの生活が続けられるように支援した。

3. 事業目標

(1) 重度心身障がい児・者の地域生活を障害福祉サービス事業、移動支援事業等を活用し、地域生活における緊急時対応や社会参加・自立生活支援など多様なニーズに対し総合的に支援を行った。

(2) 障害者総合支援法のもと、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努めた。

(3) 職員の資質向上に努め、支援体制の充実に努めた。

4. 事業内容

(1) 事業所の営業日・時間及びヘルパー派遣時間

・営業日：月曜日から金曜日。ただし、12月30日から1月3日までと、8月13日から15日までと、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く。

・営業時間：午前10時から午後7時

・ヘルパー派遣日：365日

・ヘルパー派遣時間：24時間

(2) 事業

①障害福祉サービス事業

利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行った。

また行動援護事業によって、知的障害による認知の偏りや危険等の判断の弱さから、行動上著しい困難を示す者に対し適切な支援を行った。

②移動支援事業

1人ひとりの利用者に対し人としての尊厳を守り、外出時における移動及び移動時の介

護を行った。

③福祉有償運送事業

利用者が移動する際に十分に対応できるよう、当該利用者のニーズに応じて、福祉有償運送を適切に行った。

(2) 通常事業の実施地域

- ・さいたま市

(3) 緊急時の対応

サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じた。

(4) 苦情解決

提供したサービスに関する利用者からの苦情は、苦情解決体制を整え、解決に向けて適切な措置を講じた。

5. 運営管理

(1) 職員の種類・員数

事務職員 3 人、介護職員 5 人、その他の従事者 4 8 人

(2) 会議の開催

- ・職員会議 毎週
- ・安全委員会 隔月
- ・ヘルパー会議 年 3 回
- ・運営委員会 年 4 回

(3) 職員研修

- ・採用時研修：採用後 3 ヶ月以内
- ・継続研修：年 2 回以上
- ・安全運転研修：随時

6. 地域生活及び関係機関との連携

(1) 他の事業所と連携し、地域生活の充実を図った。

(2) 広報

- ・広く一般の方達に広報活動を通して福祉理解を促す機会とした。
- ・年 4 回発行した。

7. 安全管理

利用者、職員の安全に配慮し運営に努める。救命救急法等防災訓練を行った。

8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図った。

9. 資金計画

- ・別紙収支決算内訳書のとおり

社会福祉法人さくら草

サポートゆず 平成 26 年度事業報告

1. 事業の概要

- (1) 障害福祉サービス事業
- (2) 移動支援事業
- (3) さいたま市障害児（者）生活サポート事業
- (4) 福祉有償運送事業

* サポートさくら草・サポートゆず・アシストさくら草 平成 26 年度事業実績 別紙 2 参照

2. 事業方針

どんな重い障がいがあっても同世代の人が享受する活動ができるよう社会参加を支援した。家庭介護者の病気、冠婚葬祭など緊急時に対応することによって安定したいつもの生活が続けられるように支援した。

3. 事業目標

- (1) 知的障がい児・者の地域生活を障害福祉サービス事業、移動支援事業等を活用し、地域生活における緊急時対応や社会参加・自立生活支援など多様なニーズに対し総合的に支援を行った。
- (2) 障害者総合支援法のもと、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努めた。
- (3) 職員の資質向上に努め、支援体制の充実に努めた。

4. 事業内容

- (1) 事業所の営業日・時間及びヘルパー派遣時間
 - ・営業日：月曜日から金曜日。ただし、12月30日から1月3日までと、8月13日から15日までと、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く。
 - ・営業時間：午前10時から午後7時
 - ・ヘルパー派遣日：365日
 - ・ヘルパー派遣時間：24時間

(2) 事業

①障害福祉サービス事業

利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行った。

また行動援護事業によって、知的障害による認知の偏りや危険等の判断の弱さから、行動上著しい困難を示す者に対し適切な支援を行った。

②移動支援事業

1人ひとりの利用者に対し人としての尊厳を守り、外出時における移動及び移動時の介護を行なった。

③福祉有償運送事業

利用者が移動する際に十分に対応できるよう、当該利用者のニーズに応じて、福祉有償運送を適切に行なった。

(2) 通常事業の実施地域

・さいたま市

(3) 緊急時の対応

サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じた。

(4) 苦情解決

提供したサービスに関する利用者からの苦情は、苦情解決体制を整え、解決に向けて適切な措置を講じた。

5. 運営管理

(1) 職員の種類・員数

事務職員2人、介護職員6人、その他の従事者40人

(2) 会議の開催

- ・職員会議 毎週
- ・ヘルパー会議 年3回
- ・運営委員会 年4回

(3) 職員研修

- ・採用時研修：採用後3ヶ月以内
- ・継続研修：年2回以上
- ・安全運転研修：随時

6. 地域生活及び関係機関との連携

(1) 他の事業所と連携し、地域生活の充実を図った。

(2) 広報

- ・広く一般の方達に広報活動を通して福祉理解を促す機会とした。
- ・年4回発行した。

7. 安全管理

利用者、職員の安全に配慮し運営に努める。救命救急法等防災訓練を行った。

8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図った。

9. 資金計画

- ・別紙収支決算内訳書のとおり

社会福祉法人さくら草

アシストさくら草 平成 26 年度事業報告

1. 事業の概要

- (1) 障害福祉サービス事業
- (2) 移動支援事業
- (3) さいたま市障害児（者）生活サポート事業
- (4) 福祉有償運送事業

* サポートさくら草・サポートゆず・アシストさくら草 平成 26 年度事業実績 別紙 2 参照

2. 事業方針

どんな重い障がいがあっても同世代の人が享受する活動ができるよう社会参加を支援した。家庭介護者の病気、冠婚葬祭など緊急時に対応することによって地域で安定したいつもの生活が続けられるように支援した。

3. 事業目標

(1) デイセンターさくら草利用者が主たる支援対象であるが、幼児及び就学児の希望が増えてきた。その対象者に障害福祉サービス事業、移動支援事業等を活用し、緊急時対応や社会参加・自立生活支援など多様な地域生活ニーズを総合的に支援した。

(2) 障害者総合支援法のもと、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努めた。

(3) 職員の資質向上に努め、支援体制の充実に努めた。

4. 事業内容

(1) 事業所の営業日・時間及びヘルパー派遣時間

・営業日：月曜日から金曜日。ただし、12月30日から1月3日までと、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く。

・営業時間：午前9時から午後6時

・ヘルパー派遣日：365日

・ヘルパー派遣時間：24時間

(2) 事業

①障害福祉サービス事業

利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる居宅介護あるいは重度訪問介護を適切に行った。

また行動援護事業によって、知的障害による認知の偏りや危険等の判断の弱さから、行動上著しい困難を示す者に対し適切な支援を行った。

②移動支援事業

1人ひとりの利用者に対し人としての尊厳を守り、本人の意思を尊重しながら外出時における移動及び移動時の介護を行った。

③福祉有償運送事業

利用者が車両での移動を希望した際に、安全に移動できるよう適切に福祉有償運送を行った。

(2) 通常事業の実施地域

・さいたま市・川口市・志木市・宮代町

(3) 緊急時の対応

サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡し受診する等の措置を講じた。

(4) 苦情解決

提供したサービスに関する利用者からの苦情は、苦情解決体制を整え、速やかに解決に解決できるよう適切な措置を講じた。

5. 運営管理

(1) 職員の種類・員数

事務職員2人、介護職員4人、その他の従事者49人

(2) 会議の開催

- ・職員会議 毎月
- ・安全委員会 隔月
- ・ヘルパー会議 年3回
- ・運営委員会 年4回

(3) 職員研修

- ・採用時研修：採用後3ヶ月以内
- ・継続研修：年2回以上
- ・安全運転研修：随時

6. 地域生活及び関係機関との連携

(1) 他の事業所と連携し、利用者の地域生活の充実を図った。

(2) 広報

- ・広く一般の方達に広報活動を通して福祉理解を促す機会とした。
- ・年4回発行した。

7. 安全管理

利用者、職員の安全に配慮した運営に努める。救命救急法等防災訓練を行った。

8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図った。

9. 資金計画

- ・別紙収支決算内訳書のとおり

社会福祉法人さくら草

南区障がい者生活支援センターあみへご 平成 26 年度事業報告

1. 事業の概要

- 1) 南区障害者生活支援センター(知的・身体対応)運營業務
- 2) 指定特定相談事業
計画相談支援(サービス利用支援、継続サービス利用支援)、基本相談支援
- 3) 指定一般相談事業
地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)、基本相談支援

平成 26 年度は知的・身体対応の障害者生活支援センターになったにも関わらず、相談者実人数は 513 名と、全障害対応であった平成 25 年度の 456 名を上回る結果となった。

計画相談では、平成 26 年 3 月までで 241 名のサービス等利用計画を作成し、利用者のニーズを中心に、適切に障害福祉サービス等が提供されるよう支援した。地域移行支援では、長期精神科入院中の対象者 1 名を支援し、不安に寄り添う丁寧な関係づくりと、社会資源の利用による生活能力等のアセスメントを行った。

* 南区障害者生活支援センター事業実施状況報告書(相談内容・26 年度報告)別紙 3 参照

2. 運営方針

- 1) 身体障害、知的障害、難病、高次脳機能障害など、障害の程度に関わらず、支援を要する障害者が、権利の主体として安心して地域で暮らしていくことを支えるための取り組みを行った。なお指定特定・一般相談事業においては、ひき続き精神障害のある方への支援を行った。
- 2) 相談及び支援の実施に当たっては、医療・福祉・就労・教育等の各関係機関と緊密な連携を保ち、支援体制の総合的な調整を行った。
- 3) 前項の方針を達成するため、サービス調整会議に参加し、総合的な調整を必要とする事例について関係者で検討を行い、具体的な支援計画の策定及び総合的なサービス調整等を行った。

3. 運営目標

- 1) 専門相談窓口として、障害者やその家族等、及び各関係機関からの相談に応じ、障害者が地域で安心して豊かに暮らしていけるよう、支援を行った。
- 2) 障害者を権利の主体と認識し、その権利を尊重し、それぞれの障害に対する理解を深めて支援を行った。
- 3) サービス等利用計画の作成を行い、障害福祉サービス等が総合的かつ効果的に提供されるよう支援した。
- 4) 市のプライバシーポリシーに則り、十分に注意して個人情報を取り扱った。
- 5) 公益性に配慮し、多くの機関・支援者とながら偏りのない支援を行った。

6) 以上1)～5)に努めつつ障害者を中心にすえた支援を行った。

4. 事業内容

- 1) 営業日及び時間 : 月曜日～金曜日 8:30～17:30 (祭日を除く)
職員打ち合わせ : 月曜日～金曜日 8:30～9:00 (祭日を除く)
相談受付日及び時間 : 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祭日を除く)
ケース会議: 隔週金曜午前 (祭日を除く)
職員会議: 第4木曜日

2) 活動内容

- (1) それぞれの障害特性を踏まえた必要な支援を行った。
- ① 障害者やその家族等及び各関係機関からの日常生活に関する相談支援
 - ② 障害福祉サービスやその他の社会資源等に関する、情報提供及び利用の援助
 - ③ 居場所・交流の場の提供(憩いの場、おもちゃ図書館)
 - ④ 個別支援計画の作成
 - ⑤ 差別と虐待に関する相談支援、助言、指導、あっせん等
 - ⑥ 成年後見制度の利用に関する支援
 - ⑦ 入居及び居住に関する支援
 - ⑧ その他、障害者やその家族等の生活に必要な支援
- (2) 障害者の状況に応じた柔軟な形態での支援を行った。
- ① 電話相談、来所相談、訪問相談、同行支援、直接支援等
- (3) 各機関との連携協力を行った。
- ① 随時の各関係機関と緊密な連携及び、支援体制の総合的な調整
 - ② 定例サービス調整会議(毎月第4木曜・9:30)
 - ③ 個別サービス調整会議(必要に応じ随時)
 - ④ 個別移行支援会議への参加
- (4) 孤立の防止のためのイベントを実施した。
- ① 障害種別や手帳やサービスの利用の有無、年齢などに関わらず参加できるイベント(ランチ会)を企画・実施し、孤立の防止及び仲間作りの支援を行った。
- (5) 地域に障害者の理解と支援を広げ、潜在的なニーズを掘り起こした。
- ① パンフレットや広報誌の作成、配布
 - ② ホームページの整備
 - ③ 地域の自治会、お祭り等への協力
- (6) 職員の力量向上に取り組んだ。
- ① 面接・記録技術の向上
 - ② 各種研修会への参加
- (7) 障害者およびその家族の、地域生活を送る上での制度上の課題を把握、検討した。
- ① さいたま市コーディネーター連絡会議への参加など
- (8) 障害者を中心に据えた、地域ネットワーク作りを進めた。
- ① さいたま市コーディネーター連絡会議及び各委員会への参加
 - ② さいたま市南区精神保健福祉連絡会議(みなみかぜ)への参加
 - ③ さいたま市精神障害者地域ネットワーク連絡会への参加

- ④ 地域移行・定着支援連絡会議への参加
- ⑤ 発達障害者支援連絡協議会への参加
- ⑥ 南区地域支援会議(シニアサポートセンター社協みなみ、ハートランド浦和)への参加
- ⑦ 埼玉県発達障害者福祉協会相談支援部会準備会への参加
- (9) 地域の相談支援事業所に対し、バックアップを行った。
 - ① さいたま市南区相談支援連絡会の立ち上げ、参加
 - ② 相談支援事業所に対する助言、指導、技術的援助

5. 重点課題に対する取り組み

1) つながり支援の充実

必要な福祉サービスや支援に繋がらず、孤立している人を支援していくための取り組みを進めた。定例サービス調整会議の中で、今年度は2回、支援課と支援センターとで現状の確認及び支援方針の確認を行った。リストを共有し、随時更新を行った。

現在南区のつながり支援の対象者は12名、その多くが支援や医療を拒否し、家族が抱え込んでいる状況がある。家族とだけでも支援者とつながることや、時候の挨拶の手紙、様子うかがいのための電話などで粘り強く支援の糸口を模索するなど、支援につなげるためのきっかけ作りを積極的に行った。

上記地道な取り組みを続ける中で、今年度は2名が対象者から外れ、支援センターとの定期的な面談や訪問につなげることが出来た。うち1名は、移動支援を利用しヘルパーとの外出を経て人と関わることに慣れ、作業所の体験利用まで進めることが出来た。

2) 高齢者と障害者の世帯への支援の強化

高齢の家族と、障害のある本人の家庭全体を支える支援を、積極的に行った。家族の高齢化や発病に伴い、これまでの家族の抱え込みが顕在化することが多い。このような場合、高齢と障害の分野を越えた有機的な連携体制の確保と、家族と本人の不安を取り除く丁寧な信頼関係づくりが必要となる。

特に今年度は、家族の発病を機に、約50年間外出せず家族だけで必死に支えてきた知的障害のあるケースとの出会いがあった。介護保険の関係機関との連携、本人と家族との丁寧な関係づくりを行う中で、往診や訪問看護、居宅介護の導入、現在では移動支援を利用しての外出まで結びつくことが出来た。

また、シニアサポートセンター社協みなみ、ハートランド浦和の地域支援会議に参加し、高齢者分野との連携を密にするとともに、障害者生活支援センターの周知も事例を交えながら行った。

3) 権利擁護に関する支援の充実

誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例(ノーマライゼーション条例)に基づき、障害者の権利擁護のための取り組みを進めた。

今年度は、新規で虐待の通報5名、差別の相談1名の対応に当たった。また前年度からの虐待ケース6名に対しても、継続支援を行った。

うち度重なる重篤な虐待により、措置で家族と分離されたのは2名。保護された後に、

本人のこれからの人生をどのように捉え、どのように支援していくか、またどのように家族関係を再構成させていくかを、支援課との連携・役割分担のもと模索しながら支援に当たっている。

また、常勤職員全員で高齢・障害者権利擁護センターの主催する「平成 26 年度虐待防止・権利擁護基礎研修」及び「平成 26 年度虐待防止・権利擁護実務研修」に参加した。虐待の相談窓口として、虐待の早期発見や予防、迅速で適切な対応について基礎を学ぶとともに、通報や相談があった場合の対応方法について、具体的事例を基に理解を深めた。

6. 運営管理

1) 職員の員数

生活相談員 常勤 3 名 非常勤 2 名

2) 会議の開催

(1) 運営委員会 年 2 回

(2) 職員会議(ケース会議を含む) 月 1 回

(3) ケース検討会議

3) 職員研修

(1) 各種研修に参加した。

7. 安全管理

1) 利用者、職員の安全に配慮した防災管理や防災設備を整えた。併せて各機関との連携を深め安全に配慮した運営に努めた。

2) 防火管理者のもと、防災対策委員会及び防災訓練を行った。

3) 連携機関名

(1) 武蔵浦和駅前交番 南区别所 7 丁目 13 番 5 号 TEL 048-865-3196

(2) さいたま市南消防署 埼玉県さいたま市南区根岸 3-10-7 TEL 048-861-0119

(3) 小原クリニック TEL 048-883-5860

(4) 辻医院 TEL 048-862-3830

(5) 保健所 TEL 048-840-2223

(6) ALSOK TEL 048-825-5200

8. 苦情解決

1) 利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図った。

2) 苦情対応規程に準じて行った。

9. 資金計画

・別紙収支決算内訳書のとおり

社会福祉法人さくら草

相談支援事業所あんず 平成 26 年度事業報告

1. 事業の概要

1) 特定相談事業

- ア サービス等利用計画の作成
- イ モニタリングの実施 等

2) 障害児相談支援

- ア サービス等利用計画の作成
- イ モニタリングの実施 等

* 相談支援事業所あんず事業実施状況 別紙 4 参照

2. 事業の方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援及び障害児相談支援を、社会福祉法人さくら草各事業所を利用する為の福祉サービス支給決定が利用者の意思及び人格を尊重し適切に行った。

3. 運営方針

相談支援を利用する障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又はその家族の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう援助を適切に行った。

相談支援の実施に当たっては、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行った。

また、利用者の必要なときに必要な相談が行えるよう努め、関係市町村、障害福祉サービス事業者等及び福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めた。

4. 事業内容

1) 営業日 月曜日から金曜日まで。

年末年始（12月30日～1月3日）、国民の祝日を除く。

営業時間 午後1時から午後5時30分まで。

サービス提供日 月曜日から金曜日まで。

ただし年末年始（12月30日～1月3日）、国民の祝日を除く。

サービス提供時間 午後1時から午後5時まで。

2) 活動内容

- (1) 利用者の障害特性を踏まえ必要な計画相談を行った。

- (2) 障害者の状況に応じ電話相談、来所相談、訪問相談、同行支援、直接支援等柔軟に支援を行った。
- 3) 各機関との連携協力を行った。
 - (1) 各区支援課と連絡調整等の連携
 - (2) 個別サービス調整会議への参加
 - (3) 個別移行支援会議への参加
- 5. 運営管理
 - 1) 職員の員数
 - (1) 管理者 1名
 - (2) 相談支援専門員 1名
 - 2) 会議の開催
 - (1) 運営委員会 年2回
 - (2) 職員会議(ケース会議を含む) 週1回
 - 3) 職員研修
 - (1) 各種研修会への参加
- 6. 安全管理
 - 1) 利用者、職員の安全に配慮した防災管理や防災設備を整える。併せて各機関との連携を深め安全に配慮した運営に努めた。
 - 2) 連携機関
 - (1) 緊急時の医療機関
相談時の緊急時は各自の主治医との連携。
法人協定病院(埼玉協同病院)、嘱託医(辻医院)との連携。
 - (2) さいたま市緑消防署
- 7. 苦情解決
 - 1) 利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図るものとした。
 - 2) 苦情対応規程に準じて行った。
- 8. 虐待防止のための措置
利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、虐待防止の責任者を選定、成年後見制度の利用支援、相談支援員の研修等の措置を講じるものとする。事案はなかった。
- 9. 資金計画
別紙収支決算内訳書のとおり

デイセンターさくら草

15. 3

○定員 40名

○利用者 47名

(男性 26名 女性 21名)

○年齢 平均 29 歳

○職員配置

正規職員 16名

(施設長・サビ管・事務含む)

有期契約職員 16名

看護師 4名

栄養士 1名

合計 37名

○障害支援区分

区分	人数	比率
6	36	76.6%
5	8	17%
4	3	6.4%
3	0	0

○出席率

77%

○医療的ケア

経管栄養(胃ろう)	9名	IVH	1名
気管切開	3名	導尿	3名
酸素注入	2名	痰吸引	12名
人工呼吸器	1名		

○給食 食数および食物形態

普通食	一口大	みじん	ミルサー	ペースト	合計
16名	13名	3名	5名	1名	38名

※おかゆ、柔らかご飯含む

利用者の状況

【デイセンターさくら草】

ふたば班

22名 男性10名・女性12名

車いす利用者 18名（自走1名・電動1名）

歩行できる方 4名（移動時車イス利用者含む）

平均年齢 32歳

区分平均 5.9

あんくじ班

25名 男性16名・女性9名

車いす利用者 7名（自走2名・電動2名）

歩行できる方 18名（移動時車イス利用者含む）

平均年齢 27歳

区分平均 5.52

居住区

浦和区	5名	}	さいたま市 80.9%
南区	15名		
緑区	10名		
桜区	5名		
北区	1名		
大宮区	1名		
見沼区	1名		
川口市	7名	川口市 14.9%	
志木市	1名	その他 4.2%	
宮代町	1名		

○定員 35名

○利用者 37名
(男性 20名 女性 17名)

○年齢 最年少 19歳
最年長 54歳
平均 26歳

○職員配置

正規職員 11名
(施設長・サビ管・事務含む)

有期契約職員 18名

機能訓練士 2名

看護師 2名

栄養士 1名

合計 34名

○障害支援区分

区分	人数	比率
6	27	57.4%
5	5	10.6%
4	3	6.4%
3	2	4.3%

○出席率 90%

○医療的ケア

経管栄養(胃ろう)	1名		
ストマ	1名		
酸素注入	1名		

○給食 食数および食物形態

普通食	一口大	みじん	ミルサー	ペースト	合計
6名	23名	5名	2名	1	37名

※おかゆ、柔らかご飯含む

利用者の状況

【デイセンターアトム】

アトム班

15名 男性10名・女性5名

車いす利用者 6名（自走1名・電動1名）

歩行できる方 9名（移動時車イス利用者含む）

平均年齢 21.9歳

区分平均 5.1

コスモス班

22名 男性10名・女性12名

車いす利用者 17名（自走1名・電動1名）

歩行できる方 5名（移動時車イス利用者含む）

平均年齢 28歳

区分平均 5.8

居住区

浦和区	9名
南区	8名
緑区	12名
桜区	2名
北区	0名
大宮区	0名
見沼区	0名
中央区	1名
岩槻区	1名
川口市	4名

さいたま市 89%

川口市 10%

別紙 2

サポートさくら草・サポートゆず・アシストさくら草 平成26年度 事業実績

サポートさくら草 (支援時間)

事業	年合計	月平均	前年比
居宅介護(身体)	2,016.0	168.0	94%
行動援護	3,382.5	281.9	94%
移動支援	27,997.0	2,333.1	103%
生活サポート	4,025.0	335.4	102%
合計	37,420.5	3,118.4	102%

(人数)	年合計	月平均	前年比
利用者数	837	70	104%
介護職員数	631	53	116%

サポートゆず (支援時間)

事業	年合計	月平均	前年比
居宅介護(身体)	4,034.0	336.2	306%
行動援護	5,001.5	416.8	146%
移動支援	25,248.5	2,104.0	106%
生活サポート	4,029.5	335.8	96%
合計	38,313.5	3,192.8	117%

(人数)	年合計	月平均	前年比
利用者数	980	82	99%
介護職員数	546	46	102%

アシストさくら草 (支援時間)

事業	年合計	月平均	前年比
居宅介護(身体)	1,884.5	157.0	102%
行動援護	571.0	47.6	109%
重度訪問介護	77.0	6.4	122%
移動支援	21,629.5	1,802.5	117%
生活サポート	4,168.0	347.3	112%
合計	28,330.0	2,360.8	115%

(人数)	年合計	月平均	前年比
利用者数	932	78	95%
介護職員数	640	53	117%

南区障害者生活支援センターあみ～ご事業実施状況報告書(相談内容・平成26年度報告)

相談者数

	前年度				本年度									
	前年末	新規	継続	今年度合計	身体	重心	知的	精神	発達	高次脳	難病	その他	合計	
18歳未満	66	42	31	73	10	0	65	3	2	0	0	1	81	
18歳以上	390	134	306	440	131	3	176	188	25	10	6	0	539	
合計	456	176	337	513	141	3	241	191	27	10	6	1	620	

相談者障害種別内訳(カッコ内には重複障害者の内数を再掲)

身体障害者手帳

	視覚障害		聴覚障害等		肢体不自由		内部障害		合計	
	18歳未満	18歳以上								
1級	()	10 2	1 ()	2 1	5 2	32 6	()	10 2	6 2	54 11
2級	()	6 ()	()	2 ()	2 1	37 13	()	()	2 1	45 13
3級	()	1 ()	()	1 1	()	9 4	()	1 ()	()	12 5
4級	()	2 1	()	()	()	6 3	()	4 2	()	12 6
5級	()	1 ()	()	()	()	6 2	()	()	()	7 2
6級	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
合計	0 ()	20 3	1 ()	5 2	7 3	90 28	0 ()	15 4	8 3	130 37

療育手帳

	18歳未満	18歳以上	合計
①	11 2	28 8	39 10
A	16 ()	52 14	68 14
B	12 ()	40 5	52 5
C	9 2	47 12	56 14
合計	48 4	167 39	215 43

重症心身障害者

18歳未満	18歳以上	合計
	3	3

手帳非所持

18歳未満	18歳以上	合計
11	54	65

発達障害者

18歳未満	18歳以上	合計
2	25	27

高次脳機能障害者

18歳未満	18歳以上	合計
	10	10

精神障害者保健福祉手帳

	18歳未満	18歳以上	合計
1級	1 1	3 2	4 3
2級	1 ()	98 15	99 15
3級	()	29 4	29 4
合計	2 1	130 21	132 22

難病患者等

18歳未満	18歳以上	合計
	6	6

相談者年齢別内訳

	0～5歳	6～14歳	15～17歳	18～29歳	30～39歳	40～64歳	65歳以上	合計
男	4	12	30	59	52	128	8	293
女	1	13	13	44	44	93	12	220
合計	5	25	43	103	96	221	20	513

相談者状況内訳

	通園	通学	通所	入所	就労	在宅(デイ含)	入院	その他	合計
合計	4	73	134	24	34	226	17	1	513

南区障害者生活支援センターあみ～ご事業実施状況報告書(支援内容・平成26年度報告)

支援方法内訳

	訪問			来所相談			同行			電話相談			電子メール		
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
合計	86	883	969	52	715	767	43	402	445	115	2794	2909	19	155	174
	サービス調整会議			関係機関			権利擁護支援員			その他			合計		
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
合計	3	63	66	435	5298	5733	0	3	3	9	92	101	762	10405	11167

支援経路内訳

	障害者本人から			障害者家族から			他支援機関から			その他			合計		
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
合計	92	3231	3323	228	1734	1962	440	5389	5829	2	51	53	762	10405	11167

支援内容内訳

	福祉サービスの利用に関する支援			障害や病状の理解に関する支援			健康・医療に関する支援			不安の解消・情緒安定に関する支援			保育・教育に関する支援		
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
相談	288	3411	3699	35	778	813	17	504	521	1	535	536	105	70	175
直接	14	118	132	8	35	43	3	32	35		5	5	10	6	16
合計	302	3529	3831	43	813	856	20	536	556	1	540	541	115	76	191
	家族関係・人間関係に関する支援			家計・経済に関する支援			生活技術に関する支援			就労に関する支援			社会参加・余暇活動に関する支援		
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
相談	57	975	1032	5	225	230	5	391	396	6	379	385	29	294	323
直接	5	30	35	0	25	25	0	47	47	0	24	24	13	50	63
合計	62	1005	1067	5	250	255	5	438	443	6	403	409	42	344	386
	障害者虐待に関する支援			障害者差別に関する支援			その他の権利擁護に関する支援			その他			合計		
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
相談	32	79	111	0	9	9	0	72	72	125	2286	2411	705	10008	10713
直接	2	9	11	0	0	0	0	2	2	2	14	16	57	397	454
合計	34	88	122	0	9	9	0	74	74	127	2300	2427	762	10405	11167

平成26年度相談支援事業所あんず事業実施状況

平成26年度9月「相談支援事業所あんず」を開設し、社会福祉法人さくら草各事業所の計画相談を始めた。

管理者兼相談支援員1名体制で、さらにサポートゆずと兼務している。

主に法人内事業所の利用者のサービス等利用計画を下記の表のように作成してきた。緑区(隔月)と南区(毎月)で行われた「相談支援連絡会」に出席し、計画相談の進め方を確認し今後の計画導入予定者の振り分けが行われた。

計画導入を進めると隠れていたニーズが浮かび上がり、新たなサービスにつなげるという効果があった。他事業所との連携、支援者の聞き取りと親御さん、本人のニーズを総合的に捉えての対応が増えてきた。

平成26年度計画導入数及びモニタリング数

	デイセンター		キッズ		サポートさくら草		サポートゆず	
	計画	モニタリング	計画	モニタリング	計画	モニタリング	計画	モニタリング
桜区	7	1	0	0	0	0	0	0
浦和区	11	1	3	1	0	0	3	1
南区	22	2	3	0	0	0	3	0
緑区	18	4	4	0	0	0	4	0
中央区	2	0	0	0	0	0	0	0
大宮区	1	0	0	0	0	0	0	0
計	61	8	10	1	0	0	10	1

総合計	81	10
-----	----	----

平成26年度契約者数

	成人	児童
桜区	6	0
浦和区	13	4
南区	19	3
緑区	18	6
中央区	1	0
大宮区	1	0
計	58	13